

件名	愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>身体障がい者等の自動車税の減免申請について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするため、条例の一部改正をしようとするものである。</p> <p>【愛媛県県税賦課徴収条例】</p> <p>○自動車税の環境性能割及び種別割（県税の減免申請）</p> <p>身体障がい者等の自動車税の減免申請に関し、電子情報処理組織を使用する方法により申請を行うことができるようにするため、必要物の提示に「添付書類の写しの提出」を加える。</p> <p>【愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例】</p> <p>○行政手続の電子化の適用除外としていた項の一部削除</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正箇所 <ul style="list-style-type: none"> 別表（第7条関係） 2 改正概要 <ul style="list-style-type: none"> ・「愛媛県県税賦課徴収条例」の項を削除 ・項番号を繰り上げ 	
施行日	公布日
【その他参考事項】	